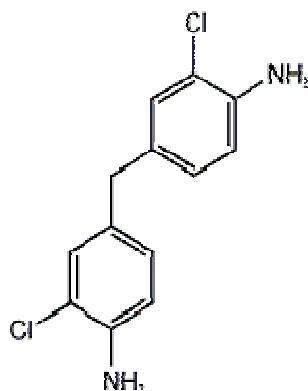


化学物質「MOCA」について

○ 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (略称 MOCA、MBOCA)

- ・別名 「4, 4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)」、「ビス(4-アミノ-3-クロロフェニル)メタン」など
- ・CAS番号 101-14-4
- ・外観 無色の結晶又は淡茶色のペレット
- ・融点 110°C
- ・沸点 378.9°C
- ・用途 防水材、床材や全天候型舗装材などに利用されるウレタン樹脂の硬化剤
- ・労働安全衛生法令の適用
 - 特定化学物質障害予防規則の特定第2類物質、特別管理物質（1976年～）
 - 労働安全衛生法のラベル表示対象物質、SDS交付対象物質
 - 管理濃度 0.005 mg/m³ (1995年～)
- ・有害性情報
 - IARC (国際がん研究機関) グループ1 (ヒトに対して発がん性がある) (2010年)
 - 日本産業衛生学会 発がん分類 2A (ヒトに対しておそらく発がん性がある)
 - 許容濃度 0.005 mg/m³ (1993年) 経皮吸収による健康障害
 - ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A2 (疑わしいヒト発がん因子)
 - TLV-TWA 0.01 ppm = 0.11 mg/m³ (1991年) 経皮吸収による健康障害



※ 特定化学物質障害予防規則（特化則）では、規制対象物質を①製造設備の密閉化、作業規程の作成などの措置を条件とした製造の許可を必要とする「第1類物質」、②製造・取扱設備の密閉化または局所排気装置等の設置などの措置を必要とする「第2類物質」、③主として大量漏えい事故の防止措置を必要とする「第3類物質」に分類して、健康障害の防止措置を規定している。「特定第2類物質」は「第2類物質」の細分類であり、当該物質の製造設備を密閉式とする等の必要がある。

また、第1類物質、第2類物質のうち、職業がんなど労働者に重度の健康障害を生じるおそれがあり、その発症までに長い期間かかるものについては、「特別管理物質」として、作業記録、健康診断の結果を30年間保存すること等を義務付けている。